

病気やけがで移動が困難なとき

病気やけがで移動が困難であり、医師の指示があつて移送された場合は、かかった費用が「移送費」として支給されます。

受けられる
給付

移送費・家族移送費

■支給される額

基準額の範囲内の実費

●移送費支給の基準となる額

最も経済的な通常の経路および方法で移送された場合の費用を算定し、その額が移送費を支給する際の基準額となります。

■支給の対象となる費用

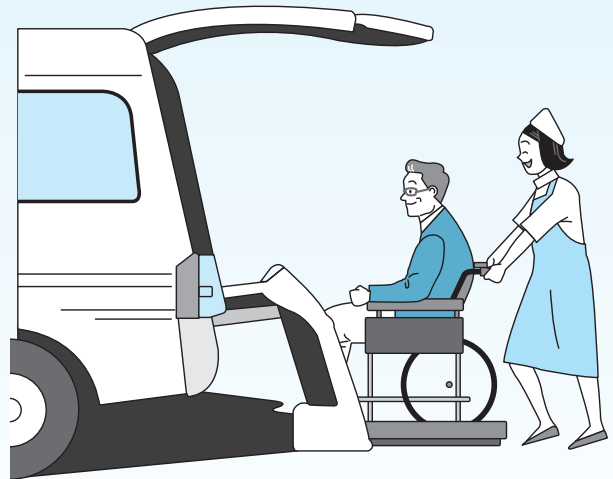
- 自動車、電車などを利用したときは、その運賃
- 医師や看護師の付き添いを必要としたときは、原則として1人までの交通費

※付き添いの医師や看護師による医学的管理にかかる費用を支払った場合は、療養費として支給されます。

■支給の条件

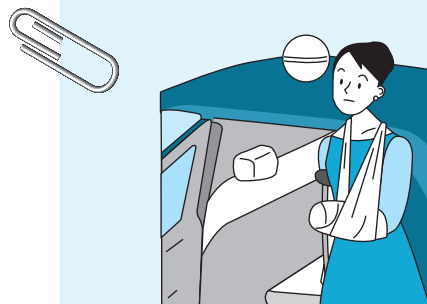
次のいずれにも該当すると健康保険組合が認めた場合に支給されます。

- 移送の目的である療養が保険診療として適切であること
- 療養の原因である病気やけがにより移動困難であること
- 緊急その他やむを得ないこと



！こんなことにご注意ください

- 通院費用などは給付の対象になりません。
- 支給を受けるには、事前（やむを得ないときは事後）に健康保険組合の承認が必要です。



Q & A

Q 毎日タクシーで通院していますが、移送費は支給されますか？

A 移送費は病気やけがで移動が困難であり、緊急でやむを得ないと判断される場合に限って支給されるものです。通常の通院費用については、給付の対象になりません。

詳しい手続きは **73** ページ参照